

## 休校期間中の健康管理等について（お願い）

### 1 日常生活における健康管理及び健康観察について

- (1) 基本的な感染症対策の徹底として、うがい、手洗いや咳エチケットを継続してください。
- (2) 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスの良い食事を心がけてください。
- (3) 不要不急の外出は避け、人が密集する場所やイベント、換気の悪い場所には行かないようにしてください。
- (4) 健康・体力の維持を目的として、平日の午後1時から午後5時まで小学校の校庭を開放します。保護者の判断でご利用ください。
- (5) 日常的に検温を行い、児童生徒の健康管理に努めてください。
- (6) 登校日と学校再開日以降は、検温し、健康状態を健康観察票に記入のうえ、お子様に持たせてください。
- (7) 登校日と学校再開日以降に、発熱や咳、強いだるさ、味覚・嗅覚の異常等を感じた場合は、登校を控えてください。
- (8) 児童生徒に次のいずれかの症状がある場合は、保護者から「帰国者・接触者相談センター（小田原保健福祉事務所保健予防課☎32-8000）」に相談してください。
  - (ア) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。
  - (イ) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

### 2 登校日における学校の対応について

- (1) 感染リスクを作らない環境整備
  - (ア) 換気の悪い密閉空間を作らないようにします。
  - (イ) 手の届く距離に多くの人がいる状況を作らないようにします。
  - (ウ) 近距離での会話や発声（歌など）が行われる状況を作らないようにします。
- (2) 感染症にかからない・うつさない取組
  - (ア) 児童生徒等に対する咳エチケットや手洗いの指導、教室や廊下等のこまめな換気、消毒等を行います。
  - (イ) 教職員の健康管理や職員室内の感染予防対策を実施します。
- (3) 登校後の健康管理
  - (ア) 朝、学級担任が健康観察票を回収し、点検します。
  - (イ) 登校後に児童生徒等が発熱や咳、強いだるさ、味覚や嗅覚の異常等が見られるときには早退の判断をします。